

横浜市公告第707号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年11月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

磯子再開発ビル

磯子区磯子三丁目4番23号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社浜田不動産

代表取締役 浜田 登志男

磯子区磯子三丁目4番23号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,749 m ²	2,980 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 272 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 96 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 32 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 62 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

	り 面積 102.78 m ²	り 面積 119.29 m ²
廃棄物等の保管施設 の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 4.9 m ³	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 16.54 m ³
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻及 び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 （年間60 日午後10 時）	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 30分
来客が駐車場を利 用することができ る時間帯	午前9時30分から午 後9時30分まで（年 間60日午後10時15分 まで）	午前7時30分から午 後11時まで
駐車場の自動車 の出入口の数及び位 置	数 入口1か所、出 口1か所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	数 入口1か所、出 口1か所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり
荷捌き施設におい て荷さばきを行 うことができる時間 帯	午前8時から午後8 時まで	午前6時から午後11 時まで

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和4年7月9日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗におい て小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代 表者の氏名	未定

2 届出年月日

令和3年11月8日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課